明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

**○内閣府告示第九十八号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第五十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県及び熊本県天草郡苓北町

二　地域再生計画の名称　ふるさと苓北・安全で活力ある地域づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県天草郡苓北町の区域の一部（富岡港、坂瀬川漁港及び西川内漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第九十九号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百二十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大分県及び大分市

二　地域再生計画の名称　「安全・安心・健康」いやしの里づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　大分市の区域の一部（大南地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百二十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び宮崎県西臼杵郡高千穂町

二　地域再生計画の名称　〝人つどい、神笑う〟いのちをつなぐ「日本のふるさと」高千穂再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県西臼杵郡高千穂町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百一号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百六十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県

二　地域再生計画の名称　宮崎の復興を支えるみなとづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　日向市並びに宮崎県児湯郡新富町及び都農町の全域並びに宮崎市の区域の一部（平岩港、都農漁港及び富田漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百二号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第八十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県東諸県郡綾町

二　地域再生計画の名称　「照葉樹林と共に生きる・綾のまちづくり」　地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県東諸県郡綾町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百三号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百二十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県及び伊佐市並びに鹿児島県薩摩郡さつま町

二　地域再生計画の名称　地域の魅力的な資源を生かしたまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　阿久根市、出水市、薩摩川内市及び伊佐市並びに鹿児島県薩摩郡さつま町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百四号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第八十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　始良市

二　地域再生計画の名称　あいら☆山～川～海のつながり再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　始良市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百五号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百九十四号をもって公示した地域再生計画の認定を平成二十八年三月十五日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　旭市

二　地域再生計画の名称　道の駅を拠点とした地方創生の新たな取組～地域の宝を探し・磨いて地域産物に新たな付加価値、新たな雇用創出へ～

三　地域再生計画の区域の範囲　旭市の全域

**○内閣府告示第百六号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百二十五号をもって公示した地域再生計画の認定を平成二十八年三月十五日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び長野県上伊那郡飯島町

二　地域再生計画の名称　自然の中に笑顔が光る地域づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県及び長野県上伊那郡飯島町の全域

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）